

平成16年(行ウ)第372号 住基ネット受信義務確認等請求事件
原告 杉並区
被告 国ほか1名

証 拠 説 明 書

平成18年1月16日

東京地方裁判所民事第38部合A2係 御中

被告国及び同東京都指定代理人

被告国指定代理人

被告東京都指定代理人

略語等は準備書面の用例による。

号証	標 目 (作 成 者)	作 成 年月日	立 証 趣 旨
乙 9の 1	恩給法の一部を 改正する法律	写し	恩給法の一部改正に伴い、すべての住民について住基ネットを利用して恩給事務に関する本人確認事務が実施されることを前提として、恩給権者に係る失権等の届出義務に関する規定が削除こと等。
乙 9の 2	恩給法の一部を 改正する法律案 要綱	写し	同上。
乙 9の 3	恩給法の一部を 改正する法律案 新旧対照条文	写し	同上。
乙 10	意見書 (堀部政男)	写し	H17.9.21 住基ネットは、住民基本台帳法に基づき、国際的なスタンダードに対応した個人情報保護措置が講じられていること。 住基ネットへの住民の参加及び住基ネットにおける本人確認情報の提供については、個人情報の収集目的の範囲内又は法律の規定による場合であれば、あえて住民の同意を採る必要はないことが国際的にも承認されていることなど。
乙 11	意見書 (長谷部恭男)	写し	H17.9.15 自己情報コントロール権を肯定する立場においても、住基ネットは、個々の住民のプライバシーが侵害される危険が具体的であるとは言い難く、少なくとも回復不可能な重大な損害を被る危険があるとは言い難いから、住基ネットの運用を差し止める理由は存在しないことなど。
乙	官報号外平成1	写し	平成15年4月8日衆議院本

12	5年4月8日			会議でされた、自己情報コントロール権についての答弁の内容
乙 13	住民基本台帳カードに関する技術的基準 (平成15年総務省告示第392号)(総務省)	写し		住民基本台帳カードについても、高いセキュリティ基準が確保されていること。
乙 14	住民基本台帳ネットワークシステムの概要(住民基本台帳ネットワークシステム推進協議会住民基本台帳ネットワークシステム全国センター)	写し	H15	住基ネットの概要及びセキュリティ面での対策を講ずるうえでの責任の所在は国、都道府県、市町村及び指定情報処理機関がそれぞれ役割に応じて責任を負うこと等